

令和6年度富山県農地中間管理事業連絡協議会活動方針

1 基本方針

本県の農地の担い手への集積率については、69.1%、機構活用率については、耕地面積に占める比率が21.9%と全国上位の成果となっているが、担い手不足の地域や、耕作条件不利地域などで集積率や機構活用率に格差が生じている。また、遊休農地の解消、所有者不明農地の増加、農地の円滑な相続や承継など様々な課題に取り組む必要が生じている。

このため、国は、担い手への農地の集積・集約化を一層促進や農地に関する諸課題の解決に向けて農業経営基盤強化促進法等を改正し、令和5年度から農地関連施策の抜本的な見直しの取り組みが始まった。

令和6年度は、年度末までに地域計画（目標地図）を策定することが義務付けられているほか、利用権設定等促進事業による農地の貸借から中間管理事業への移行や、事業開始時(H26)の既存契約が期間満了となり契約の再設定も必要となる場所である。

これらの課題に円滑に対応できるよう情報共有を密に行い、関係機関一体となり、担い手への集積・集約化の一層の進展を図るものとする。

2 機構集積・配分目標

目標: 1,600ha(内、新規増加分 900ha)

3 活動計画

① 改正農業経営基盤強化促進法等への対応

- ・機構は、地域計画の策定主体であり農地行政の基本単位である市町村、目標地図の素案の作成を行う農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等との連携を密にして、地域計画の実現に向けて、一体的に業務を推進するものとする。
- ・機構に、引き続き農地相談員を配置し、市町村が地域計画を策定する際には、農業者等の協議の場に積極的に参加するとともに、地域計画の策定に向けて、市町村及び農業委員会への積極的な協力を行う。
- ・利用権設定等促進事業による農地の貸借は、令和7年4月以降または地域計画作成後のいずれか早い時期から、新規契約や契約更新ができなくなることをはじめ、遊休農地解消緊急対策事業、所有者不明農地制度の見直しなどを周知し、農地中間管理事業の活用を図る。

② 市町村毎の課題の抽出と対策の検討

- ・令和7年3月末までに策定することが義務付けられた地域計画や目標地図の策定状況も含め、引き続き、連絡協議会において諸課題に対する情報共有や対応方針の協議を行う。
- ・課題を抱える市町村を中心に、国、県、機構他関係機関が推進キャラバンを行い、具体的な課題や対応策について協議を行う。

③ 農業委員会との連携強化

- ・農業委員会の農地利用最適化推進委員等による農地中間管理事業の活用促進に向けて、農業委員会との連携を強化する。
- ・機構は、県農業会議や農業委員会が主催する農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会に協力する。

④ 基盤整備事業による機構活用の促進

- ・基盤整備実施地区において、農地中間管理事業を活用した農地集積・集約の推進を図る。
- ・特に、15年以上の農地中間管理権が設定された農地を対象に、農業者の費用負担を伴うことなく、基盤整備事業の実施が可能となる機構関連農地整備事業について、県や機構、市町村、土地改良区等が連携協力して事業の周知を図るとともに、機構の適切な活用を指導する。

⑤ 担い手への機構活用の促進

- ・機構は、法人協会や農業者協議会の研修会などでの制度の周知や意見交換を行う。
- ・担い手同士の貸借農地の交換を推進し、集約化による担い手の作業の効率化を図る。

⑥ 広報活動の強化

- ・機構は、制度の見直し内容をはじめ、農地中間管理事業の利用促進を図るパンフレットを作成・配布とともに、市町村やJA等の広報誌に継続してわかりやすい資料を提供し、掲載を依頼する。